

令和5年第12回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 5年 12月 7日
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和5年12月7日 午後3時00分
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和5年12月7日 午後4時30分

3 委員氏名

（1）出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、
天本京子、萩尾博道、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、澤田隆茂、大野正博、
岡部清光

（2）欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

山内公昭、八尋洋一

4 議事に参与したもの

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第 38号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第 39号 公共工事に係る農地の一時利用届出について

報告第 40号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第 37号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 38号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第 39号 非農地証明願について

農政

議案第 22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第 23号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進
計画（案）に関する意見照会について

議案第 24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第 25号 特定農地貸付の承認申請について

令和5年第12回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：時間前ですが、おそろいになりましたので始めていきたいと思います。よろしゅうございますか。お願いします。

今日は事務局長は所用で外しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは始めていきたいと思います。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第12回筑紫野市農業委員会定例会を開会いたします。

まず、議事録署名委員の指名をいたします。署名委員は、5番委員の中山委員、それから6番委員の田川委員、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をよろしくお願いいたします。

1ページをお開けください。

農地法第4条第1項第9号の規定に基づく同法施行規則第29条第1号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第38号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局より説明をお願いします。

○事務局：それでは、読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目と地積に関しましては、田190平米、合計190平米です。届出の理由としましては、適用条項第29条第1号ということで上がっております。

以前、農地法の関係で□□さんが農地を取得されて、そこに観葉植物等の施設を持ってくるに当たって入り口の部分の道路を造りたいということで、今回施行規則に基づく届け出が上がってきております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方、よろしくお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんので、本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。公共事業に伴う農地の一時利用届出に関する件を報告いたします。

報告第39号、議案書のとおり農地の一時利用届出が1件あります。事務局より説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、久留米市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田521平米、合計521平米となっております。届出の内容は、利用目的が資材置場、□□の□□の発注で道路工事を今行っているということで、その部分の一時利用に関して提出されています。利用期間は令和5年11月8日から令和6年の2月5日までということになっています。受付月日は令和5年10月30日付です。

以上で終わります。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんので、本件に関する報告を終わります。

3ページと4ページにわたります。農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第40号、議案書のとおり農地の転用届出が7件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、神奈川県川崎市□□、□□。譲渡人、宗像市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積は、田231平米、合計231平米。届出内容は、転用目的が自己住宅。契約内容は売買。構造規模は木造2階建て。工事期間は施工済みとなっております。なお、受付月日は令和5年10月30日です。

番号2、譲受人、長崎県長崎市□□、□□。譲渡人、福岡市中央区□□、□□。届出地の表示、□□、外2筆。地目、地積に関しましては、田336平米、合計336平米。届出内容につきましては、転用目的が駐車場。契約内容は売買。構造規模は砂利敷。工事期間は令和5年10月27日から令和5年11月26日までとなっております。なお、受付月日は令和5年10月27日です。

続けて、番号3、譲受人、北九州市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、成年被後見人で□□さんです。届出地の表示は□□。地目、地積に関しましては、田7.57平米、合計7.57平米です。届出内容の転用目的は共同住宅。契約内容は売買。構造規模は鉄筋コンクリート造り。工事期間は令和5年12月1日から令和6年12月28日までとなっております。受付月日は令和5年11月1日です。

続けて、番号4、譲受人、福岡市博多区□□、□□、外1名。譲渡人、福岡市中央区□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積は、畑171平米、仮換地131平米、合計171平米。届出内容は、転用目的が自己住宅。契約内容が売買。構造規模は木造2階建て。工事期間は施工済みとなっております。なお、受付月日は令和5年11月8日。また、備考欄にもありますように、

土地区画整理事業地内の届出でございます。

次のページ、4ページをお開きください。

番号5、譲受人、筑紫野市□□、□□、□□。譲渡人、太宰府市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田493平米、合計493平米です。届出内容は、転用目的が駐車場。契約内容が売買。構造規模は現況のまま利用。工事期間は施工済みとなっております。なお、受付月日は令和5年11月9日となっております。

続きまして、番号6、譲受人、大野城市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑244平米、合計244平米です。届出内容、転用目的は自己住宅。契約内容は使用貸借。構造規模は木造2階建て。工事期間は令和5年11月30日から令和6年3月20日までとなっております。なお、受付月日は令和5年11月14日です。

最後、番号7、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、太宰府市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑12平米、合計12平米でございます。届出内容は、転用目的が駐車場。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和5年12月8日から令和5年12月31日までとなっております。なお、受付月日は令和5年11月20日です。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

ただいま、7件の報告がございました。本件について質疑のある方、お願いいたします。

どうぞ。

○議員：3番の件なんですけど、□□さんが□□を受けられる方ということですよ、被がついているから。ということは、田として7.57平米の売買で共同住宅の一部にするとところが多分田だったからだと思うんですけども、成年後見制度というと基本的に□□さんの財産を守ることになると思いますが、これは売買は可能だったんですか。成年後見制度を使うと基本的にその人の財産を動かしたらいけない、固まる感じのイメージがあるんですけど、今回売買で売ったということなので、制度的に家裁なりの承諾があったのか分かりませんが、どうなのでしょう。

○事務局：一応、家庭裁判所のどなたを後見人にするといった書類がついていて、それと一緒に今回この申請が上がってきているので受理しているところでございます。

○議員：ということは、まだ家裁がオーケーしたわけじゃないということですか。家裁のほうの後見人はこの方だと決めたということですよ。

○事務局：そうですね、後見に関しての審判申立てということで書類はついていますが、その結論になる部分、これで決しますというところはないです。

○議員：これで例えば売買はオーケーとなるわけではないということですか。ただ、一応農地だから農業委員会にかけておいてくださいという形ですか。

○事務局：一応、そう聞いて処理を進めている状況です。

○議員：じゃあ、最終的に売買が認められるかどうかは不明ということですよね。はい、分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わらせていただきます。

それでは、次に行きます。

議案第37号に移ります。農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

ページは5ページでございます。

1番について、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、よろしくお願いいたします。

○議員：説明させていただきます。番号1、譲受人、住所、筑紫野市□□、□□。譲渡人、住所、福岡市南区□□、□□。申請地の表示、□□。畑299平米。申請理由は相手方の要望です。契約の内容は代物弁済。以上になっております。

7ページの地図を見てもらえば、□□が□□さんの土地で、□□が□□さんの自宅になっております。こちらは兄弟で、20年ぐらい前から□□さんが畑を借りて作っていらっしゃるそうです。それで、どういう内容か聞いたら、□□さんが□□さんにお金を貸しているというようなことで、その返済の代わりにこの土地をもらうというような話を聞いております。

以上です。

○議長：それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：今、□□委員からお話がありましたように、7ページの字図上でいくと91-7に□□さんが住んでおられて、その近くの土地を今回、申請されています。このお二人は□□で、譲受人の方が□□、譲渡人の方が□□になりますが、□□のほうは以前、昭和41年11月10日に自己住宅を建てるということで転用を申請していたけどもそのまま建てなかったという経過がありまして、建てないままずっとこの農地が残っていました。お二人は金銭消費貸借契約を結ばれているようで、さっき言われたように代物弁済のために今回3条で所有権を移転したいという申請が上がっております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対して質疑、意見のある方、お願いいたします。ございません

か。

(なし)

○議長：それでは、ございませんので、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

8ページをお開けください。議案第38号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。3件ございますので1件ずつ行きます。

1番につきまして、地区担当委員であります□□番委員の□□委員、よろしくお願いいたします。

○議員：番号1、譲受人、住所、筑紫野市□□、□□。譲渡人、住所、筑紫野市□□、□□、外2名。申請地の表示、□□。畑1,626平米。申請の内容、転用目的は資材置場。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和6年3月1日から令和6年4月1日まで。審議事項で、農地の区分は第三種。資金の内訳は自己100%。建蔽率。開発許可は市整備要綱該当。用排水の処理は承諾書添付。都市計画区域、市街化調整区域になっております。

図面の10ページを見てください。□□の□□の裏になります。こちらの□□の土地は今まで□□で□□のほうに貸していってまして、ちょうど契約が終了してこの売買になっております。一応隣地の承諾書及び区長さんの承諾はいただいております。そして、一応盛土を60センチ程度しまして、□□のほうに用水路、また道路側のほうに水路がありますので、雨水はそちらのほうに流されるそうです。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：今の件ですけれども、転用目的が資材置場ということになっていますけど、これが貸資材置場になっています。ここは譲受人と譲渡人の個人売買の形になっていますけども、譲受人の□□はこの会社を経営されている方で、自分が貸している会社のほうに資材置場として土地を貸す形で契約をするというふうに聞いております。

あと、用排水路の承諾書の添付につきましては無条件で承諾されているんですけども、隣地承諾書については、ここが資材置場ということもあって雨水、油類等の流出防止をしてくださいということがついていましたので補足して説明しますけれども、現地調査をしましたところ特段間

題ないというふうに考えております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、1番の件につきまして、質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：では、ございませんので採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、2番に移ります。2番については私のほうから説明させていただきます。

譲受人、春日市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田411平米です。転用目的は自己住宅で、契約内容は使用貸借です。構造規模は木造2階建て。工事期間は令和5年12月15日から令和6年5月30日まで。農地の区分につきましては、後で説明しますが、第二種になります。資金の内訳、借入れ100%。建蔽率17.93%。開発許可につきましては不要でございます。用排水につきましては承諾書添付で、問題のあるような地域ではございません。それから、都市計画につきましては区域外になっております。

地図の11ページをお開きください。場所は、□□とそこに書いてありますが、□□の横をずっと真っすぐ上ります。このまま見ていただくと斜めに道が走っておりますが、突き当たりが□□になります。その手前から右に入っていきましてところでクランク状に曲がっておりまして、高さが高いところは1メートル近くありますが、その農地でございます。場所的に、その上、それから両横、それから手前側が一枚だけ、水田であります。畑の形で、貸農園というか野菜を作っております。そういった状況で、周りも全部農地に囲まれているところです。

それが次の12ページにあります。今、□□が左の上のほうにあります。それから来た道の突き当たりと、道が迂回して左側に曲がっています。上側も宅地です。横も宅地、両横が宅地で、正面の2740だけが畑状態で今野菜を作られている状況でございます。

この土地で、水利も、本来的に隣に家が建っておりますので、そして高台でありますので、水利は土羽をつくとか、土羽じゃなくて恐らくコンクリートか何かしないといけないような状況はございますが、そういった地域で問題なく、仕方ないというか、宅地化されることになっております。

以上です。事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：事務局からは特段ありません。農地の区分についても二種農地かと思います。

以上です。

○議長：それでは、この件につきまして質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんので、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、3番に移ります。3番につきましては、□□番委員の□□委員、説明方よろしく申し上げます。

○議員：3番の御説明をさせていただきます。譲受人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□、□□。譲渡人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積平米数は田1,453平米、合計1,453平米。申請内容といたしましては、転用目的、資材置場及び駐車場をさせていただくということです。それから契約内容は賃貸借。構造規模は現況のまま利用します。審議事項といたしましては、農地区分は第二種。開発許可は市整備要綱該当。用排水処理は水利委員からの条件付の書類をもらってありました。それから、都市計画区域、市街化調整区域となっております。

位置図につきましては13ページをお開きいただきます。宝満橋を渡りまして50メートルほど□□に向かいますと□□の集落地の中に入っていく旧道がありますけれども、集落に入る手前に市道がありますのでそれを50メートルほど行きまして左折いたしますと、右手のほうになりますけれども、字図のほうの14ページをお開きいただきますと、市道から入り右折しますと□□の現地になります。□□は竹林となっております。その次の□□というのは水田として□□さんといわれる方の農地が残っておりますけれども、農地の給水の水路といたしましては、直接水路から農地の水が取れるようにはなっておりますけれども、□□の□□さんも減反のため50年ほど作付されておられません。□□並びのほうは山林になっておりまして、猪が入ってくるので作付できないということで、農地転用で資材置場にしたいということでございます。

以上、審議をお願いいたします。

○議長：事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：議案書の8ページに戻って3番目の用排水処理のところに条件付というふうにあるんですけど、今回は資材置場と駐車場ということで、表面から側溝への排水を確保することと、排水に油類等の有害物質を流さないという条件がついておりました。現地に見に行きましたら既に

側溝があって、既存の側溝を使ってそこに流し込むような計画になっております。一応それで問題はないと委員会事務局としても判断しているところです。

それと、昨日こちらの現地を県の農林事務所の方が見に来られた際に、ここに書いてある農地区分のお話をちょっとさせていただいております。13ページの位置図を見ていただければと思います。今回の申請地の道なり水路を挟んだ左側には御笠地区の圃場整備が広がっています。このまとまった農地は一種農地になりますので、こことつながるのではないかと、本来であれば一種農地扱いかもしれないということで、その考え方を県の担当者の方と打ち合せております。昨日の話では、一種にならない例外規定というか、そういったものの一つとして、14ページの字図を見ていただくと、今回の□□の隣、□□の隣の土地と高低差があることと、先ほど□□委員が言われたように、山が迫ってきて農業をするのに支障があることとか、その辺を分断の要因とできるのではなかろうかという話を今農林のほうとさせていただいております。その上でここに第二種と書かせていただいております。

もう一点ですけど、厳格に現地調査をされますので、この字図に基づいて土地利用計画図とかで確認しながら四隅を押さえていくんですね。敷地をずっと確認していくんですけども、一部、資材置場というか、農地になってない部分を指摘されて、始末書を添付するように求められているところです。いろいろそういうふうにして農林の方と話していますが、農林の方にはこのままで申請の許可を出していただけると伺っております。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件につきまして質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、15ページをお開けください。議案第39号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1件ございます。1番について、地区委員であります□□番□□委員、説明方よろしくお願いいたします。

○委員：1番、申請人、福岡市中央区□□、□□さん。申請地の表示、□□。地積は田690平

米。当該地は平成15年より資材置場として利用のため、現在は雑種地となっています。

別紙16ページの字図では、□□の横の農地になります。ここは□□の縁、側道もあるにはあるんですけど、狭い農道になっていて、なかなか農業がやりにくい場所だったんですけど、雑種地ということになっています。一応、非農地証明ということでお願いします。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：こちらは証明願ということで出ておりますけど、ここに上がっている申請人の□□さんにつきましては、所有者の代理人である行政書士さんです。なぜこういうことになっているかというと、非農地証明願の様式の中に願出人というところがあるんですけども、そこに代理人の方の名前を書いて出される場合もあるので、一応ここに書かせていただいています。もう少し整理させていただくと、この所有者の□□さんという方はもうお亡くなりになっていますけども、その方が平成15年にこちらの土地使用貸借契約を□□というところと契約しています。これが自動更新されていて、その申請内容に書いてあるように15年からずっと資材置場として使っておられます。

あと、さっき言った□□さんがお亡くなりになって、その後にこの契約内容を地位承継されています。現在は□□さんという方が相続されていて、そちらが所有者になっています。

一応そういう中身で非農地の証明願が出されておりますので、補足させていただきます。

以上で終わります。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。代理人とか妙なものも出てきております、妙なものというか、できるんですが、そういう言葉があるという一つの例になるかと思います。よろしいですかね。

(なし)

○議長：それでは、採決をさせていただきます。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決するといたします。

それでは、その次のページの地図の後ですね、議案第22号に移りますので、よろしく願いいたします。

農政議案第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたし

ます。

農政担当者より説明をお願いします。

○農政担当：それでは、読み上げて説明とさせていただきます。

番号5-12-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、1,261平米。農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和5年12月11日。終了の時期、令和11年11月10日。期間、6年。10アール当たりの賃借料、玄米60キログラム。備考、新規。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りいただければと思います。

件数につきましては4ページを開いてください。件数につきましては、更新が0件、新規が27件の合計27件、筆数としましては、更新が0筆、新規74筆、計74筆となっております。面積につきましては9万8,797平米となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんので、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案を原案のとおり決定することといたします。

それでは、最後のページの次のところをお願いします。

農政議案第23号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見照会の件を議題といたします。

計画の内容について、農政担当者より説明をお願いいたします。

○農政担当：では、こちらも読み上げて説明とさせていただきます。

番号5-12-101。貸付者氏名、□□、□□。貸付者住所、福岡市中央区□□。借受人氏名、□□、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、2,354平米。農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和6年1月1日。終了の時期、令和16年10月31日。期間、11年。10アール当たりの賃借料、8,000円。備考、新規、中間管理機構。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

件数につきましては、下を御覧ください、更新が0件、新規1件の計1件、筆数としましては、更新0筆、新規4筆の計4筆、面積としましては9,088平米となっております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、お諮りいたします。

本件について御意見なしと認めることに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御意見なしと認めます。

それでは、先に行きます。一番最後のページの次をお開けください。議案第24号というところ
です。

農政議案第24号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者より説明をお願いいたします。

○農政担当：まず、こちらは先月あっせんで報告させていただきました中間管理機構を通して売買を行うために行うものです。

それでは読み上げさせていただきます。

番号1、所有権移転を受ける者(乙)、□□。住所、□□。所有権移転をする者(甲)、□□、□□。住所、福岡市中央区□□。所在地、□□。地番、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、1,849平米。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、田として。所有権の移転時期、令和5年12月25日。対価の支払時期、令和5年12月25日。引渡しの時期、令和5年12月25日。

件数としましては、下を御覧ください、売買が1件、交換0件の計1件、筆数としましては、売買1件、交換0筆の計1筆、面積としましては計1,849平米となっております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんので、本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

それでは、その先、25号と書いてあるものをお願いいたします。

議案第25号、特定農地貸付けの承認申請についての件を議題といたします。

農政担当者より説明をお願いいたします。

○農政担当：農政担当です。よろしくお願いいたします。

農政議案第25号、特定農地貸付けの承認申請について説明いたします。筑紫野市特定農地貸付規程を御覧ください。

第1条では、農業者以外の者が野菜や花等を栽培し、自然に触れ合うことにより、農業に対する理解を深めることを目的に、特定農地貸付けを行う旨を規定しています。

第2条では、貸付けの実施主体が筑紫野市であることを規定しています。

第3条では、貸付農地の所在、地番、面積等を規定しています。

最後についている別表を御覧ください。3枚目です。ふれあい農園が八つ書かれていると思いますが、農地所有者の事情により、この中の紫、岡田、下見の各農園は閉園となりましたので、残る五つを今後運営することになりますが、今回対象となるのは、香園を除いた、立明寺、常松、上古賀、永岡の四つになります。

具体的な位置につきましては、添付しております地図を御覧ください。

第4条では貸付けの条件を規定しております。ふれあい農園の貸付けは令和5年11月末で一旦終了しておりますが、次の貸付期間は令和6年4月1日から令和8年11月30日までを予定しております。

続く第5条で借受者の募集、第6条で申込み方法、第7条で選考方法を規定しております。一般公募を行いまして、希望者多数の場合は抽せんにより借受者を決定いたします。その後、市と借受者は筑紫野市特定農地賃貸借契約を締結することになります。

第8条には、貸付農地の管理及び運営について規定しております。農地及び施設の適切な維持及び管理並びに運営を図るため、市と借受者は契約締結時に筑紫野市特定農地借受確認事項を確認するようにいたします。

第9条以降はお読み取りください。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

○委員：今説明された担当課はどちらですか。

○農政担当：担当課は農政課の農政担当です。

○委員：農政課の……。

○農政担当：農政担当です。

○委員：農政担当。

○農政担当：はい。

○委員：これ、要するに、国はクラインガルテン、ドイツの市民農園のように、ハウスも建ててもいいよ、指導してもいいよ、何々もいいよという市民農園整備促進法に合致させない、ただ農用地として借り受けますよというだけの規則でしょう、これは。

○農政担当：そうですね。

○委員：勝手に建物を造ったり植木を植えたりしているところが今いっぱいあるんですよ、以前の貸農園は。掘っ建て小屋を造ったりとかして、よその市の人が入ると、自分はここのオーナーだと言わんばかりに車に乗ってきて、地元の農家も押しのけて農道に大っぴらに車を止めて、そして掘っ建て小屋に住みついてヤギを飼ったり植木を植えたり、やりたい放題でもう地元の人が物すごく困るようなことになっています。はっきり言ったら農地だけの特定農地貸付という方式よりも、市民農園整備促進法できちんと、営農指導を受けてもいいよ、農具を置いてもいいよとして、きちんと入園者が管理できるように……。農地だけ貸すよというこういう特定農地貸付よりも、市民農園整備促進法という国の基準に合わせてつくったほうがいいのではないかなと私は思いますけど、どんなふうですか。

○農政担当：御意見については、確かに管理という意味では市民農園のやり方には二つあるんですけども、それには管理者を置かなければならないなど、いろんなクリアしなければいけない問題がかなりありまして、現状ではそれをクリアすることは今のところうちの市ではできません。

○委員：市民農園のやり方は二つあるんですけど、結局、こういう農地だけという特定農地方式だと、それによって地元の農家の人が迷惑する。車は自分勝手に止める、農道に。そして自分勝手に植木を植える、掘っ建て小屋を造る。農園の指導する人もいないから、十分な管理がなされてないんですよ。結局、自分勝手に、農地だけ借りていて権利があるからいいでしょうということで、区役もしない、金も払わない、駐車場料金も自分勝手に農道に止める。そういったことで、もともといる人が一生懸命地元の人がしているのに、太宰府市から車に乗ってさ一つと来て、ば一つとぶっ飛ばして帰るって。無法地帯になるんですよ、こういう貸付けの仕方をしてたら。

日本人も昔は観光旅行で海外に行ったら、ところ構わず好き勝手なことをしていたけれど、今はインバウンドが国内をがちゃがちゃにしてるでしょう。病気は持ってくるわ、ごみは捨て放題だわ、環境汚染になっている。金、金、金ということで拝金主義になっているものだから、もとの日本人の感覚が全部西洋化しているんですよ。道徳、倫理、そういうのがいつきの間、学課としてなかったから。今頃また道徳、倫理……。

○職務代理：分かりますけど、具体的にはどのことを指しているんですか。今、ふれあい農園の

どこのことを言っているかが分からないので。

○委員：だから、利用者に対して応募の仕方とかそういう……。

○職務代理：いや、今は特定貸付けだから、あなたはこの農園のうちのどこを指しているんですかと。

○委員：結局これにね……。

○職務代理：いやいや、そうじゃなくて、別表があったじゃないですか、既に特定貸付けをしている。

○委員：うんうん。

○職務代理：そのどこを指してるんですか。それは農業委員会で審議できることなので具体的に言わないと。

○委員：だから特定農地で貸し付けた農地でない農地もあるんですよ、農園の。

○職務代理：今の論議は特定貸付けだから、そこの部分で言わないと、みんな混乱してしまうので。

○委員：ここに、貸付規定に従ってできないと認めるときは取り消すってという条項があるから、それに関して言えばいいんじゃないですか。

○職務代理：そう、そのように書いてあるから、その論議をすればいいんじゃないですか。そうではなくて、あまり抽象的に言われても……。今日の論議では、特定貸付けの農園についてどうかということを言ってもらわないと、農業委員会で論議できないから。

○委員：そういう内容で、農政課のほうも、農園の貸付けについてはいろいろ農地の取扱いの仕方がありますので、そこのところで今後いろいろ問題が出てくると思います。そのときはまたお願いします。

○議長：一応、市のほうはそれを分かった上でこういう貸し方をしていますので。特定の菜園の関係もありましょうが、市としてはすぐにはできないという考え方でこっちのほうでやっているんだと思います。ですから、これについてこの了解というか。

先ほどちょっと言われましたが、これをやめたところがあるんですよね。ちょっと言われましたね。どことどこかもう一回言っていただけませんか。

○農政担当：この中で言いますと、1番の紫です。

○職務代理：1番ね。

○農政担当：はい。紫ふれあい農園、これが閉園ですね。

○職務代理：閉園。

○農政担当：はい。それと、4番目の岡田ふれあい農園ですね。それと、7番の下見ふれあい農園。その三つが閉園になりました。

○職務代理：ということは、残りは5ですね。

○農政担当：はい。一番下の香園につきましては所有権がありますので、今回の審議からちょっと外れます。

○職務代理：そうしたら四つか。

○議長：ほかにございませんか。どうぞ。

○議員：萩尾委員が言いたいのは、規定の第4条のところにいろいろ書いてあると思いますが、それでどこまで管理できるかということですよ。

○議長：これはあくまで特定特定農園の関係ですから、ほかの個人的にやられているところには何の影響もないですね。

○議員：だから、特定農園でいろいろ問題があるところもあるということでは言われたと思いますけど……。

○議長：それで言われたんだとは思いますが、場所を尋ねられていて。

○職務代理：どこの農園なのか具体的に言ってもらわないと論議しようがない。

○委員：この8か所の特定農地以外のことも今の内容は入っているんですよ。結局、これを通して自分勝手に市民農園って貸してある農地もあるから、そういった取締りもあるのではないかと思います、逆に言ったら。市民農園ということで貸しているよっていう農地、市役所が知らない、任意で特定の人に貸した農地もありますので。

○職務代理：それは管轄外でしょう。

○委員：問題が起こったときに個別に対処するしかない。

○職務代理：それしかない。

○委員：見つけたらすぐにね。

○議員：市も分からない。

○委員：だからそういうのは管理者とか管理するところが……。

○委員：でも管理者を置くわけにはいかないですよ。

○委員：管理するところがなければ、また……。

○議長：もし、今言われているような、こういうものに引っかかっていない個人的なものでいろいろ問題がある場合は、市のほうにそれぞれの部署がありますから相談をされたいかがですか。それしか方法はないかもしれません。申し訳ございませんが、ここで議論するわけにもいきませんので。

○委員：今の駐車場の件で、私の近くに永岡ふれあい農園ってあるんですよ。そこに来た車が、さっき言われたように路上に止めるんですよ。道路は田舎道で結構広いんですが、保育所が近くにあって、結構、車の通りも多いし、朝早くから農園に来られますが、駐車場は2台ぐらいしか

止められないんですよ。路上に止められたり、バイクで来られて方もぱっと止められてさっと帰られるんです。また、ある程度はやっているけど、肥料のごみとかを拾われなくて、私が犬の散歩のときに拾って掃除するぐらいです。そういうことなので、月に1回でもいいから巡回してもらいたいと思いますけど、どうでしょう。

私の個人的な意見だと思いますけど、ふれあい農園へ歩いて来られる方っていうのは少ないんですよ。皆さん、車で来られるんですよ、先ほど言われましたように。路上に止められてハザードもつけずにぼんと置いてある。この前、注意したんですけど、直に注意しても「はあはあ」っていう感じで、そのまま置いていかれます。よかったら駐車場を確保してもらえれば助かります。

○事務局：市民農園は台数が全部止められるような整備の仕方はしていないかと思いますが、その辺は一応確保しています。もしよかったら、皆さんも農地パトロールとかかれて、日々のそういった見回りとかをしていただいて、活動記録とかにここでこういうふうな注意をしたとか、そういうことを書いていただけたらと思っています。

○委員：初めてこういうふうなことを……。まだ私は農業委員の推進委員になって2年目なんですけど、初めてこういう提案があったものですから今ちょっと思ったことを言っただけですけど、そういうふうに注意はしているんですけど、なかなか言うことを聞いてくれません。

○事務局：やっぱり初動とかが必要と思っていて、結局注意しても悪質な方もいらっしゃいますので、その辺は市のほうに相談ください。農政課のほうで所有者とか特定できますので、そういったので連携しながら当たります。ここは手に負えないから市で何とかできないかとかの相談とかは農政課のほうに言っていただければと思います。

あと、貸し付けるときなどにその辺の注意はしていると思いますが、足りないところがあるようでしたら農政課のほうに私のほうからまた伝えておきますので。以前からそういうことはあって、□□委員が言っておられたと思いますが、それを誰がするかという話もあります。農道に止められて通せんぼしているという話は聞いていますので、その辺のいろいろなお困りごとで手に負えない場合は市のほうに言っていただければ連携してやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○委員：嫌われ者にならないように注意しますので、よろしくお願いします。

○議長：言うときはこういうのがあったよという報告でもいいと思いますので。見回られたということですね。

○委員：分かりました。私が嫌われ者にならないように努力をして柔らかに注意したいと思います。

○議長：下手すると事件になることもありますので御注意ください。

○委員：よろしくお願いします。

○議長：この件に関しましてほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、お諮りしたいと思います。

本件を承認することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件は承認することといたします。

ただいまの件をもちまして、定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第12回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。